国勢調査へのご回答はお済みですか？

ご回答の期限が過ぎています。調査票への記入、提出をお願いします。

国勢調査 2015

- インターネット回答がお済みの世帯を除いて、9月下旬に調査員がみなさんのお宅に「国勢調査」調査票を配付しました。調査票の回答期限である10月7日が過ぎています。

☆提出がお済みでない人は至急調査票へご記入いただき、調査票と一緒にお配りした郵送提出用の封筒に入れて郵送でご提出いただくようお願いします。

※統計法により「調査票に記入して提出」する報告義務があると定められていますので、個人情報を理由に調査を拒否することはできません。また、調査員をはじめ統計業務に従事する人には、個人情報を保護するための厳格な守秘義務が課せられており、違反者には罰則規定もあります。記入していただいた内容は、統計の作成に関連する目的以外に使用することはありませんので、安心してご回答ください。

- 調査結果は、以下の具体例のようにさまざまな分野で幅広く活用される重要な調査ですので、ご協力ください。

法定人口として利用

・選挙区の画定および議員定数の改定
・地方交付税の算定

国・県・市の行政施策に利用

・福祉、防災、地域振興、経済、住宅、雇用などの政策

一般の会社などで利用

・生命保険料の算定
・製品の生産計画、流通計画

人口分析など学術研究に利用

・平均寿命の算定
・将来人口の推計

※調査結果は総務省が平成28年2月に「人口速報集計」の公表を予定しています。その後詳しい調査結果を段階的に公表する予定となっています。

国勢調査については、「国勢調査2015キャンペーンサイト」をご覧ください。

http://kokusei2015.stat.go.jp/

国勢調査 2015　検索

▶問合せ
国勢調査知立市実施本部（☎81-2721）